一般社団法人日本老年看護学会編集委員会規程

第1条(名称)

本委員会は、日本老年看護学会編集委員会とする。

第2条(目的)

本委員会は、日本老年看護学会誌「老年看護学」(以下、学会誌)の編集および発行を目的とする。

第3条(委員会)

本委員会は、委員長、副委員長、および編集委員(以下、委員)をもって構成する。

- 2. 本委員会の運営は、理事会にて日本老年看護学会理事より委員長を選出して行う。
- 3. 委員長は委員会を開催し、運営する。
- 4. 委員長は、日本老年看護学会会員より10名以内の委員を選出する。
- 5. 委員は、本人の承諾と理事会の承認を得て、理事長より委嘱される。委員は、委員長を補佐し、 委員会の運営に参画する。
- 6. 委員長は委員の中から副委員長を指名する。副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長 に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7. 委員長、副委員長ならびに委員の任期は役員の任期と同一期間とし、再任を妨げない。欠員が 生じた場合はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第4条(活動事項)

本委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- 1) 年2回以上の学会誌の発行
- 2) 学会誌の企画、編集、発行の基本方針に関すること
- 3) 投稿規程等の制定、ならびに改廃に関すること
- 4) 原稿の受付、査読に関すること
- 5) 論文掲載の決定に関すること
- 6)研究倫理に関すること
- 7) その他、学会誌刊行に関すること

第5条(査読者)

本委員会は、会員の中から査読者を選出し、本人の承諾と委員会の承認を得て、委員長が委嘱する。

- 2. 査読者の任期は委員の任期と同一期間とし、再任を妨げない。
- 3. 原稿の専門領域によっては、会員以外から査読アドバイザーを選出し、任命することができる。

第6条 (規程の変更)

本規程を変更する場合には、委員会および理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、平成27年2月1日より施行する。